

介護の職場環境改善促進・職場リーダー育成事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

介護の職場環境改善促進・職場リーダー育成事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

介護の職場環境改善促進・職場リーダー育成事業

3 業務の内容

別紙（業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間（予定）

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託料の上限額

4,464,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

6 委託業者選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査による企画提案競技方式とする。

7 企画提案競技参加資格

次のいずれの要件も満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を受託目的とした団体でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている場合は、申立てがなされていないとみなす。

8 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

9 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 企画提案競技実施公告 | 令和8年6月中旬 |
| (2) 質問票受付期限 | 令和8年6月19日(金)午後5時必着 |
| (3) 参加申込・企画提案書等提出期限 | 令和8年6月26日(金)午後5時必着 |
| (4) 受託業者決定・通知 | 令和8年7月3日(金)頃を予定 |

10 企画提案競技の方法

- (1) 質問票の提出 ※質問希望者のみ
 - ① 提出期限 令和8年6月19日(金)午後5時まで(必着)
 - ② 提出方法 質問票(別紙1)に必要事項を記載の上、電子メール又はFAXにて提出すること。
 - ③ 回答は、原則として質問受付日から3日以内(土日・祝日は除く。)に質問者へ電子メールで送付する。なお、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。
- (2) 企画提案競技への参加申込み
企画提案競技への参加を希望する者は、令和8年6月26日(金)午後5時までに、企画提案競技参加申込書(別紙2)を電子メール又はFAXにて提出すること。
- (3) 企画提案書等の提出
 - ① 提出書類及び部数
 - (ア) 企画提案書【7部(正本1部、副本6部)】
A4版の任意様式とし、仕様書及び下記12に従って作成すること。
なお、提案は1社1案とする。
 - (イ) 事業見積書(様式任意)【7部(正本1部、副本6部)】
一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
 - (ウ) 企画提案競技の参加に関する誓約書(別紙3)【1部】
 - (エ) 企画提案競技参加団体の概要【1部】
下記の内容を記載し、A4版にまとめること。
 - (i) 参加者の基本情報(名称、所在地、代表者名)
 - (ii) 担当者(職氏名、連絡先(電話、電子メール、FAX))
 - (オ) その他の書類(任意)【7部】
 - (i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料
 - (ii) 類似業務の履行実績(直近2年以内)
 - ② 提出期限 令和8年6月26日(金)午後5時まで(必着)
 - ③ 受付時間 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)
 - ④ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
 - ⑤ 提出先 〒880-8501宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県福祉保健部長寿介護課居宅介護担当

11 応募についての留意点等

- (1) 企画提案書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

- (2) 虚偽の記載をした企画提案書等は無効とする。
- (3) 参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とする。
- (4) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は企画提案競技参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うこととする。

12 選定の方法

以下の審査基準に従い、最も優れた提案を選定する。

審査項目		審査基準
業務実施方針		事業の趣旨や目的を十分に理解しているか。
業務遂行能力		提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。
		必要な講師等を確保し、調整するためのネットワーク及びノウハウを有しているか。
事業内容	職場環境の改善促進事業（講演会）	開催方法について、十分な検討がなされているか。（定員、周知方法、会場の設定、オンライン実施体制等）
		業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
		講師は、専門的知識を有する適切な者が設定されているか。
	職場リーダー育成事業（研修会）	開催方法について、十分な検討がなされているか。（定員、周知方法、会場の設定、オンライン実施体制等）
		業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
		講師は、専門的知識を有する適切な者が設定されているか。
スケジュール		事業実施のスケジュールは、適切に設定されているか。
実績		本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。
経済性		提案価格に優位性はあるか。
その他		上記以外で事業の目的に沿った有益な提案等があるか。

13 審査の通知

令和8年7月3日（金）頃に、採択・不採択にかかわらず、書面で通知する。

14 契約についての留意点等

- (1) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(2) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

15 著作権

- (1) 今回作成する著作物の一切の著作権については県に帰属するものとし、県で今後実施する別の事業において使用できるものとする。
- (2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

【お問い合わせ先】

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部長寿介護課居宅介護担当

電話：0985-26-7058

FAX：0985-26-7344

メール：kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙1)

宮崎県長寿介護課 大平 行き
FAX : 0985-26-7344
E-mail : kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp

介護の職場環境改善促進・職場リーダー育成事業業務委託
に係る企画提案競技についての質問票

会社名	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-mail	
<u>質問内容</u>	

※受付期限 令和8年6月19日(金)午後5時まで

※電子メール又はFAX送付後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。
TEL : 0985-26-7058

(別紙2)

宮崎県長寿介護課 大平 行き
F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 4 4
E-mail : kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp

介護の職場環境改善促進・職場リーダー育成事業業務委託
企画提案競技 参加申込書

会社名		
代表者職氏名		
担当者	部署名	
	役職名	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	メール	

※提出期限 令和8年6月26日(金)午後5時まで

※電子メール又はF A X送付後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。

TEL : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 5 8

企画提案競技の参加に関する誓約書

このたびの介護の職場環境改善促進・職場リーダー育成事業業務委託企画提案競技の参加にあたり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を受託目的とした団体でないこと。
- (3) 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないこと。
- (6) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないとみなす。

令和8年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

住所 ○○県□□市・・・
氏名 株式会社◇◇◇◇
代表取締役 △△ △△ 印